

令和元年度消費者庁政策評価実施計画

令和2年3月30日
消費者庁長官決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、令和元年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。

2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁における政策評価に関する基本計画(平成30年3月12日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

(ア) 政策評価体系に基づき対象とする政策は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(イ) 法第9条の規定に基づき事前評価を行った政策であり、根拠法令の見直し条項で定められる期限が、前記1の計画期間中に到来するものについて、事業評価方式により事後評価を行う。

(2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)は該当がない。

3 その他

前記1の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は令和3年度の予算要求、機構・定員要求等において活用することとし、特に政策評価が予算の無駄の削減に資するように努める。

(別紙)

令和元年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	令和元年度施策名	担当課	消費者基本計画工程表（平成27年3月24日消費者政策会議決定（令和元年7月26日改定）） における施策番号
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	(2 (2) ⑤)、3 (1) ③、3 (1) ⑤、3 (1) ⑥、3 (2) ⑩、3 (2) ⑫、(3 (2) ⑮)、3 (2) ⑰、3 (3) ④、(3 (4) ⑨)、4 (1) ④、5 (1) ⑨、5 (1) ⑪、(5 (1) ⑬)、(5 (3) ①)、5 (3) ③、5 (3) ④、5 (3) ⑤、(6 (1) ②)、6 (1) ⑥、6 (1) ⑧、6 (2) ⑥
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	3 (1) ④、4 (3) ③、5 (1) ①
		(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育推進課	1 (4) ⑥、4 (2) ①、4 (2) ②、4 (2) ③、4 (2) ④、4 (2) ⑤、4 (2) ⑥、4 (2) ⑦、4 (2) ⑧、4 (2) ⑨、4 (2) ⑩、4 (2) ⑪、4 (2) ⑭、4 (2) ⑮、4 (3) ①、5 (1) ⑬、6 (1) ⑦
		(4) 地方消費者行政の推進	地方協力課	(1 (3) ③)、(4 (1) ④)、(5 (1) ④)、(5 (3) ①)、5 (3) ②、6 (1) ④、(6 (1) ⑤)、6 (1) ⑧、6 (2) ①、6 (2) ②、6 (2) ③、6 (2) ④、6 (2) ⑤、6 (2) ⑦、(6 (2) ⑧)
		(5) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	(1 (1) ③)、1 (1) ⑥、1 (1) ⑦、1 (2) ①、1 (2) ②、1 (2) ③、1 (3) ①、(1 (3) ④)、1 (4) ①、1 (4) ④、1 (4) ⑬、5 (1) ②
		(6) 消費者取引対策の推進	取引対策課	1 (1) ⑧、3 (1) ①、3 (1) ②、3 (2) ⑩、(3 (2) ⑮)、3 (3) ①、3 (3) ②、3 (4) ⑨
		(7) 消費者表示対策の推進	表示対策課	(1 (4) ⑨)、2 (1) ①、2 (1) ②、2 (1) ③、2 (2) ①、2 (2) ②、2 (3) ②、2 (3) ③、(2 (3) ④)、(3 (2) ⑮)
		(8) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	2 (3) ①
		(9) 物価対策の推進	参事官（調査・物価等担当）	3 (2) ⑮、4 (4) ②
		(10) 消費者政策の推進に関する調査・分析	参事官（調査・物価等担当）	4 (1) ①、4 (1) ②、4 (1) ③、4 (3) ②

(注) 「消費者基本計画工程表における施策番号」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。